

# 令和9年度古殿町奨学生募集要項

古殿町教育委員会

本町奨学資金は「能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者」に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に貢献することを目的とするものであり、下記要項により令和9年度奨学生を募集する。

## 1. 奨学生の種類

- ① 大学・短期大学・専修学校奨学生
- ② 高等学校・高等専門学校奨学生

## 2. 応募資格（次の各号に掲げる条件を具備すること）

- ① 学術にすぐれ、品行が正しく、身体が強健であること。  
（全教科について学業成績の評定を平均した値が、原則として3.0以上あること。）
- ② 高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に在学している者は、合格当時古殿町に住所を有していたものとし、かつ、入学するまで古殿町に引き続き6ヶ月以上住所を有していたこと。（通学資金は専修学校専門課程及び大学を除く）
- ③ 経済的理由により修学が困難と認められること。
- ④ 世帯に税金その他古殿町へ納付すべきものに未納がないこと。  
（※他の奨学資金と併用可）

## 3. 貸与月額

### ・ 修学資金

- ① 高等学校、高等専門学校在学学生 月額20,000円以内
- ② 専修学校（高等課程）在学学生 月額20,000円以内
- ③ 大学、短期大学、専修学校（専門課程）在学学生 月額50,000円以内  
（※貸与月額を限度として、10,000円単位の希望する額）

### ・ 通学資金

- ① 高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）在学学生 月額10,000円

## 4. 貸与始期及び貸与期間

令和9年4月分より在学する学校の正規の修業期間

## 5. 奨学資金の返還

卒業の月の6ヶ月後から起算して10年以内に、貸与を受けた奨学資金の全額を半年賦(1年に2回)又は月賦で返還しなければならない。

卒業後に所定の書類提出を求めます。

なお、利子は無利子とします。

期限内に返還が無い場合、連帯保証人へ請求することになります。

## 6. 出願手続

### (1) 大学・専修学校奨学生の場合

希望者は、奨学生願書(様式第1号)に所要事項を記入し、高等学校長からの奨学生推薦調書(様式第2号)とともに町教育委員会教育長に提出する。

### (2) 高等学校・高等専門学校奨学生の場合

希望者は、奨学生願書(第1号様式)に所要事項を記入し、中学校長からの奨学生推薦調書(第2号様式)とともに町教育委員会教育長に提出する。

(3) 連帯保証人は2人として、それぞれの納税証明書、所得証明書、印鑑証明書を提出する。(税等の未納がないこと。連帯保証人の内1人は別世帯で60歳以下の方とすること。)

(4) 審査のために、世帯の所得等状況の確認が必要となるので、「所得等状況照会同意・委任状」に、令和6年中および令和7年中に収入(年金も含む)があったすべての世帯員の氏名を記入、押印の上、提出する。

## 7. 提出期限

令和8年12月18日(金)まで【期限厳守】

## 8. 奨学生の採用決定

厳正に審査のうえ採用・不採用を2月末日までに決定し、本人に通知する。

## 9. 奨学生願書用紙の請求

古殿町公式ホームページからダウンロードもしくは、下記に用紙の請求をすること。

〒963-8304

古殿町大字松川字新桑原31番地

古殿町教育委員会学校教育係

TEL 0247-53-3655

FAX 0247-53-4511